

第一一四表 裁判所別輕罪被告人罪狀 續

Table with 15 columns: 年次, 皇室ニ對スル罪, 靜謐ヲ害スル罪, 信用ヲ害スル罪, 健康ヲ害スル罪, 風俗ヲ害スル罪, 死屍ヲ棄テ及墳墓ヲ發掘スル罪, 商業及農工ノ業ヲ妨害スル罪, 官吏演職ノ罪, 身體ニ對スル罪, 財產ニ對スル罪, 軍人軍屬ノ罪, 合計, 上ノ内刑ヲ科セサル者, 人口千ニ付被告人

第一一五表 重輕罪被告人處刑ノ度數 (對席裁判) 明治三十六年

Table with 17 columns: 種別, 一 度, 二 度, 三 度, 四 度, 五 度, 六 度, 七度以上, 合計, 男, 女, 計

第一一六表 諸規則違犯被告件數及人員 明治三十六年

Table with 13 columns: 裁判, 前年ノ殘, 本年, 合計, 檢事ノ起訴ニヨリ, 豫審判事ノ決定ニヨリ, 抗告裁判ノ決定ニヨリ, 上級裁判所ノ裁判ニヨリ, 關席裁判ニ付故障申立, 管轄違ノ言渡ニヨリ, 前年ノ殘, 本年, 合計

第一一七表 諸規則違犯被告人犯狀及言渡區分 明治三十六年

Table with 17 columns: 犯 狀, 處 刑, 者, 管轄, 豫審判事ニ送付, 無罪及免訴, 棄却及消滅, 懲治場留置, 合計, 死刑, 徒刑無期, 徒刑有期, 懲役重, 懲役輕, 禁錮重, 禁錮輕, 罰金, 拘留, 科料, 沒收, 計, 違, 違